

非課税貯蓄みなし廃止に関する案内

マル優（所得税法第10条ならびに関係政省令にもとづく障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度）をご利用のお客さまは、マル優適用の預金等の残高がなくなった日から2年を経過する日の属する年の12月31日までの間に預入等をいただけなかった場合、その翌年1月1日に、マル優の廃止申告があったものとみなし、当行より非課税貯蓄みなし廃止通知書を税務署に提出しております。

マイナンバー制度開始に伴い、平成28年1月1日以降、非課税貯蓄みなし廃止通知書を税務署に提出するには、お客さまの個人番号が必要となります。つきましては上記の条件に該当するお客さまは、2月5日までに、お近くのイオン銀行へ【お手続き時に必要となるもの】をご持参のうえ、お客さまの個人番号をお届けくださいますようお願いいたします。

【お手続き時に必要となるもの】

お手続きの際は、下記1から3のご提示をお願いいたします。

1. イオンバンクカードまたはイオンカードセレクト
2. 個人番号を確認できる書類（下記①から④のうち一点）

①個人番号カード ※個人番号カードをご提示の場合は、3.本人確認書類は不要です。 ②通知カード ③住民票の写し ④住民票記載事項証明書 （住民票の写しと住民票記載事項証明書は氏名・出生の年月日、男女の別、住所および個人番号が記載されたもので発行日から6ヶ月以内のもの）
--

3. 本人確認書類（下記AかBのいずれか）

A. 下記のうち一点

- ・運転免許証
- ・運転経歴証明書
- ・パスポート
- ・身体障害者手帳
- ・在留カード

B. 下記のうち2点

- ・各種健康保険証
- ・印鑑登録証明書
- ・国民年金手帳
- ・児童扶養手当証書
- ・特別児童扶養手当証書

※上記以外の書類につきましてはコールセンターへお問い合わせください。